

あなたの家の瓦、緊結されていますか？

2025年度（令和7年度）

## 福山市瓦屋根 耐風診断・改修補助事業のご案内

強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の生活環境の安全の確保を図るため、市民の皆さんが自ら行う、一定の要件を満たす既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。

なお、事業着手に先立って、市への補助金交付申請が必要となります。

## 1 補助対象住宅

市内に存する木造一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）で、次の要件全てに該当するもの。

※申請者は補助事業完了後も市内に居住する必要があります。

- 申請者が所有又は居住しているもの（申請者は市税の滞納がないこと）
- 2021年（令和3年）12月31日以前に着工されたもの
- 瓦屋根（粘土瓦又はセメント瓦）の住宅であること
- 現に居住の用に供するもので販売を目的としないもの

## 2 補助対象事業

| 耐風診断 |            | 耐風改修 |                                                                  |
|------|------------|------|------------------------------------------------------------------|
| 補助対象 | 耐風診断に要する費用 | 補助対象 | 耐風改修に要する費用<br>次の①または②のいずれか低い額<br>①対象となる事業費<br>②屋根面積（㎡）×2万4000円/㎡ |
| 補助率  | 補助対象の3分の2  | 補助率  | 補助対象の23%                                                         |
| 限度額  | 2万1000円    | 限度額  | 55万2000円                                                         |
| 区域   | 市内全域       | 区域   | 市内全域                                                             |
|      |            | 備考   | 耐風診断の結果、告示基準に適合していない住宅であること<br>耐震性を有する住宅であること                    |

## 3 申請方法

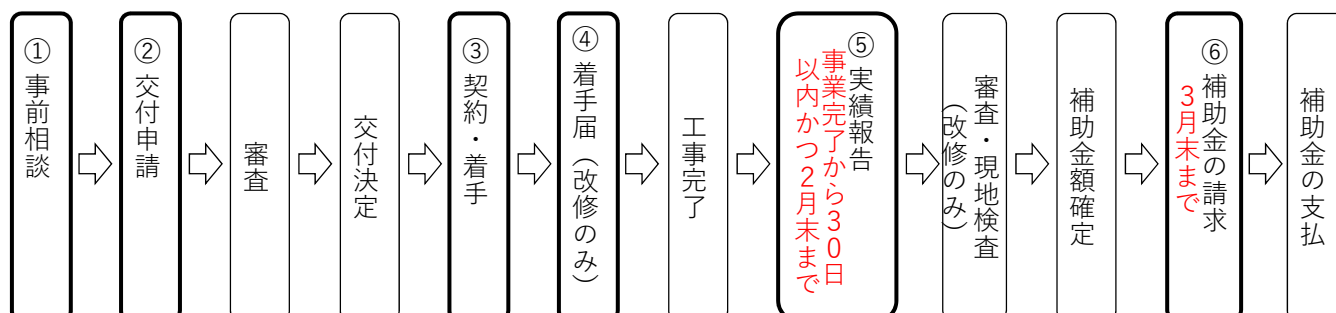
申請を行う前に補助条件等を確認するため、必ず事前相談をお願いします。

申請書に必要事項を記入の上、必要な図書を添付し、福山市建築指導課に持参又は郵送してください。

受付方法や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくはホームページをご覧ください。なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。

## 4 手続きの主な流れ

補助申請の手続きの主な流れは次のとおりです。申請者が行う手続きを太線で囲み番号を付しています。



## 5 用語の説明

| 用語   | 意味                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐風診断 | 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に勤務する建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士若しくは瓦屋根工事技士が、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う、瓦屋根の診断をいう。 |
| 耐風改修 | 告示基準に適合しない瓦屋根において、強風及び地震に対する安全性の向上を目的として、建設業者により実施する、屋根全面が告示基準に適合する改修工事をいう。                                                                                                                                                          |

### このような瓦屋根は注意が必要です！

- ☐ 2001年（平成13年）より前に建てられた瓦屋根の建築物で、同年以降に屋根が改修されていない ※1
  - ☐ 瓦にずれや浮き上がりが生じている
  - ☐ 瓦が著しく破損している
- など

※1 2001年（平成13年）に「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」が策定される以前の瓦屋根は、多くの場合、土の上に瓦を置いたり、引っ掛けるだけで固定している「土葺き」や「引っ掛け棧葺き」と呼ばれる工法が用いられていました。

これらの工法では、瓦が屋根の下地にしっかりと固定されていないため、地震の揺れや強風によって瓦がずれ落ちたり、飛散したりする危険性が非常に高いです。特に棟（屋根の頂上部分）の瓦は、補強金物などがなく、土で固められているだけの場合が多く、地震で脱落しやすいとされています。

瓦にずれや浮き上がりが生じている例



瓦に浮き上がりが生じている



瓦がずれ下がり、葺き土に植物がみられる

瓦が著しく破損している例



### 注意！

屋根の状況を把握するために、屋根には絶対登らないでください

詳細に屋根の状況を把握したい場合は、お近くの瓦工事業者さんにご相談ください

### 問い合わせ先

福山市建設局建築部建築指導課（〒720-8501 福山市東桜町3番5号）  
 電話番号：（084）928-1103 FAX：（084）928-1735  
 メールアドレス：kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp